

紀宝町国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入のみなさんへ

特定健康診査（健診）を実施



この封筒に受診券が入っていますのでご注意ください

町では、紀宝町国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入のみなさんを対象に、下記の日程で特定健康診査の集団（巡回）健診、および医療機関等で受診できる個別健診を実施します。

① 健診の対象となる方

紀宝町国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者で40歳以上の方。（長期入院中の方および施設（介護保険施設等）に入所されている方は除きます）

対象者には6月下旬から7月上旬にかけて、受診券を送付します。

◎国保・後期高齢者以外の医療保険（協会健保、共済組合、健保組合など）にご加入の方は、ご加入の医療保険にお問い合せください。

② 実施期間・実施場所

平成29年7月から平成29年11月までの間で、受診できる回数は1回です。下記集団（巡回）健診実施場所（予約不要）、または受診券に同封した紀宝町指定個別医療機関（直接予約必要）で受診してください。

◆ 集団（巡回）健診日程表（予約不要）

月/日	会場	受付時間
7/2(日)	保健センター（神内）	9:00~11:00
7/19(水)	井田公民館	9:00~10:00
	下り場集落センター（井田）	11:00~11:30
7/25(火)	鶯殿ふれあい会館	9:00~10:30
7/28(金)	上野農事集会所（井田）	9:00~10:00
	茶屋地構造改善センター（井田）	11:00~11:45
8/30(水)	大里多目的集会施設	9:00~10:30
8/31(木)	下地生活改善センター（成川）	9:00~ 9:30
	中村多目的集会施設（成川）	10:30~11:00
9/28(木)	平尾井高齢者生産活動センター	9:00~10:00
	高岡防災センター	11:00~11:30
10/13(金)	鶯殿地域交流センター	9:00~10:00
	上地多目的集会施設（成川）	11:00~11:30
10/26(木)	浅里生活改善センター	9:30~10:00
	北松杖多目的集会施設	11:00~11:30
10/29(日)	鮎田構造改善センター	9:00~11:00
	鶯殿体育館	13:30~14:30
10/31(火)	桐原生活改善センター	9:30~10:00
	阪松原生活改善センター	11:00~11:30
11/1(水)	飯盛多目的集会施設（成川）	9:00~ 9:45
	鶯殿ふるさと歴史館	11:00~12:00
11/10(金)	まなびの郷	9:00~10:30

居住地区以外でも受診できます

③ 自己負担額

【※①】後期高齢者医療制度加入の方は、受診券の自己負担額欄に500円（非課税世帯の方は200円）と記載されています。集団（巡回）健

診は無料ですが、個別健診を受ける場合、受診券に記載された自己負担額をいったん医療機関にお支払いいただき、後日、役場福祉課に領収書等を添えて申請いただくことにより、自己負担額分を助成します。

④ 受診時の注意・持ち物

受診券に同封している質問票を事前に記入し、次の物をご持参のうえ受診してください。

- 受診券
- 質問票
- 国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証
- 昨年の特定健康診査の結果（お持ちの方のみ）

▼詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度にご加入のみなさんへ

後期高齢者医療制度のお知らせ



① 保険証について

8月1日から被保険者証が変わります。新しい被保険者証（ピンク色）は7月下旬に、ご自宅に郵送（簡易書留）します。

現在、ご使用いただいている被保険者証（若草色）は、8月1日以降は使用することができません。新しい被保険者証（ピンク色）が届きましたら、8月1日以降に若草色の被保険者証は役場福祉課に返却するか、またはハサミ等で裁断して破棄してください。8月からは必ず新しい被保険者証（ピンク色）で受診していただくようお願いいたします。

② 保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。7月中旬に保険料額および納付方法の通知を役場福祉課から送付します。

◆ 保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

◆ 均等割の軽減

所得が低い世帯に属する方

◆ 所得割の軽減

は、左記の基準により均等割額が軽減されます。該当者には軽減措置を行った後の額を通知します。

◆ 所得割の軽減

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額）から33万円を引いたものが58万円以下の場合、所得割が2割軽減されます。（収入が年金のみの方の場合、153万円を超え211万円以下の方が対象となります）

◆ 保険料の徴収方法

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書で納付していただく普通徴収となります。また、申請していただくこ

【特別徴収の徴収月】

第1期 4月、第2期 6月、第3期 8月、第4期 10月、第5期 12月、第6期 2月

【特別徴収額の算定方法】

10月・12月・2月の年金天引き額 平成29年度保険料（28年中の所得を基礎）から4月・6月・8月の年金天引き額（27年中の所得を基礎とする仮徴収額）を差し引いた額

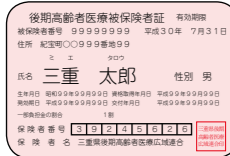
普通徴収となる方は、保険料額決定通知書および納付書を送付します。

【普通徴収の納期】

第1期 7月、第2期 8月、第3期 9月、第4期 10月、第5期 11月、第6期 12月、第7期 1月、第8期 2月、第9期 3月

▼詳しくは、三重県後期高齢者医療広域連合事業課（☎059-221-6883）、または役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

新しい保険証は **ピンク色** です。



【保険料の算定】

- ①被保険者均等割額 = 43,870円
 - ②所得割額 = {総所得金額 - 基礎控除額} × 所得割率 (33万円) (9.06%)
- ※年間保険料額は、上記①と②の合計額です。(限度額57万円)

【均等割の軽減】

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)	9割	4,387円
33万円以下	8.5割	6,580円
33万円+被保険者数×27万円以下	5割	21,935円
33万円+被保険者数×49万円以下	2割	35,096円